

通 関 相 談 書 (個人通関用)

長殿

(住所)

(氏名)

輸入 (納税) 申告に当たり、下記貨物の□税番、税率、□申告価格の計算方法について相談します。

(相談事項をチェックして下さい。)

輸入しようとする貨物の種類、材質毎に各欄に記入して下さい。

仕入書 (インボイス)、B/L (Air Waybill) 及び購入価格等が明らかになる書類を一緒に提示して下さい。

番号	品 名	貨物の性質・成分・ 性状・機能・用途等	数 量	価 格	税 関 記 入 欄		備 考
					税 番	税 率	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							

あなたが輸入される貨物のうち \_\_\_ は、\_\_\_ 法に基づく許可・承認等を必要としますので、\_\_\_ に照会して下さい。

あなたが輸入される貨物の申告価格の合計が、20万円以下となりますので、関税率法第3条の3の規定に基づき少額貨物簡易税率の適用可能です。適用を希望する場合は、税関に申し出てください。

あなたが輸入される貨物のうち \_\_\_ は申告価格が20万円を超えますので、全ての貨物の輸入手続きは、一般の輸入 (納税) 申告書 (税関様式 C 第 5020 号) を使用してください。

〈注意〉1.商品説明の不足及び誤記により適用税番が変更となる場合があります。

2.上記の貨物に適用された税番、税率及び関税法第70条非該当については先例とはしません。

申告価格は次のように計算します。

あなたが輸入しようとする貨物の「仕入書」に記載されている価格は、[□CIF 価格・□C&F 価格・□FOB 価格]です。(申告書裏面 (注) 参照)

輸入申告書に記載する申告書価格は、CIF 価格とされています。したがって、上記表の1の貨物の申告価格は、

【輸入貨物が1品目又は輸入貨物が複数品目であるが、それぞれに運賃、保険料が明確な場合】

$$1 \text{ つの貨物の価格} \quad \text{貨物運送料} \quad \text{貨物保険料} \quad \text{為替換算レート} \quad \text{※運賃特例} \quad \text{申告価格}$$

$$[ \boxed{\phantom{00}} \times \boxed{\phantom{00}} + \boxed{\phantom{00}} + \boxed{\phantom{00}} ] \times \boxed{\phantom{00}} \times \boxed{\phantom{00}} = \boxed{\phantom{0000}}$$

(円位未満切り捨て)

【輸入貨物が複数品目あり、運賃及び保険料がまとめて支払われている場合】

$$\underbrace{[ \boxed{\phantom{00}} \times \boxed{\phantom{00}} + \boxed{\phantom{00}} + \boxed{\phantom{00}} ]}_{\text{①}} \times \boxed{\phantom{00}} = \boxed{\phantom{0000}} \dots \text{②}$$

按分係数 = ②  $\boxed{\phantom{00}}$   $\div$  ①  $\boxed{\phantom{00}}$  =  $\boxed{\phantom{00}}$  (小数点以下第3位四捨五入)

$$1 \text{ つの貨物の申告価格} = \boxed{\phantom{0000}} \times \boxed{\phantom{00}} \times \boxed{\phantom{00}} = \boxed{\phantom{0000}} \quad (\text{円位未満切り捨て})$$

となります。他の貨物についても同様に計算して下さい。

※「運賃特例」とは、関税法定率法第4条の6第1項 (航空運送貨物に係る課税評価の決定の特例) の規定に基づき、航空機による運賃保険料に基づいて計算した課税価格が、①20万円以下の無償見本、②20円万以下の別送品、③10万円以下の個人的寄贈品などに適用されます。